



グローバルサプライヤー行動規範



目次

適用範囲.....	1
序文.....	1
1. 誠実さと倫理.....	2
1.1 適用される法律や規制の順守.....	2
1.2 腐敗行為、贈収賄、詐欺行為.....	2
1.3 利害の対立.....	3
1.4 マネーロンダリング.....	3
1.5 懸念の特定.....	3
1.6 公正な競争.....	3
1.7 国際貿易管理.....	3
1.8 正確な記録.....	3
1.9 宣伝.....	3
1.10 データ保護、機密性、および知的財産権.....	4
1.11 臨床研究を実施する際の基準.....	4
1.12 動物福祉.....	4
1.13 紛争鉱物.....	4
2. 人権と労働条件.....	5
2.1 差別とハラスメントの禁止.....	5
2.2 虐待、暴力、ハラスメントの防止.....	5
2.3 強制労働および児童労働の禁止.....	6
2.4 雇用、労働条件、公正な待遇.....	6
3. 職場の安全衛生.....	7
3.1 従業員の保護.....	7
3.2 プロセスの安全性.....	7
3.3 製品の安全性.....	7
3.4 緊急時の準備、対応.....	8
3.5 危険についての情報.....	8
4. 環境.....	9



4.1	環境関係の法律.....	9
4.2	廃棄物、排出物.....	9
4.3	漏出、放出.....	9
5.	品質.....	11
5.1	品質要件.....	11
5.2	セキュリティ、偽造防止対策.....	11
6.	ガバナンス、管理システム.....	12
6.1	コミットメント、説明責任.....	12
6.2	システム、文書、評価.....	12
6.3	リスクマネジメント.....	12
6.4	事業の継続性.....	13
6.5	継続した改善.....	13
6.6	透明性、開示.....	13
6.7	監査権.....	13
6.8	トレーニング、技能.....	13
6.9	サプライチェーンにおける持続可能性基準の伝達.....	13
7.	グローバルサプライヤー行動規範への適合.....	14
	参考資料.....	15
	お問い合わせ.....	15



適用範囲

以下は、Fresenius Medical Care AG & Co. KGaA およびその子会社（以下、「Fresenius Medical Care」、「当社」と呼びます。）に資材および／またはサービスを提供する請負業者、コンサルタント、サプライヤー、およびその他の仲介業者を含みますがこれらに限定されるものではない社外のサードパーティー（本書では集合的に「サプライヤー」と呼びます。）に適用されます。

序文

Fresenius Medical Care は、日々、世界中の透析患者のために生き甲斐のある未来を創造するように努めています。当社のコアバリューは次のとおりです。協力的、積極的、高信頼性、卓越¹。

当社は高品質の製品とサービスを提供し、患者のケアに優秀かつ持続可能な医療と専門な実務をもたらすことに焦点を当てています。これは、患者、医療制度のパートナー、および投資家に対する当社のコミットメントです。

サプライヤーは、Fresenius Medical Care のコアバリュー、持続的成長、製品品質、患者ケアに大きく貢献しています。当社では高水準を維持することを求め続けていますが、それと同等の高水準をサプライヤーにも期待しています。したがって、当社はサプライヤーに対し、社会、環境、そしてステークホルダーへのコミットメントをサポートするよう奨励しています。この目的のために、Fresenius Medical Care では、サプライヤーに対する当社の要求事項を概説するこのグローバルサプライヤー行動規範（「サプライヤー行動規範」）を作成しました。サプライヤーは、これらの要件を順守するために自社内だけでなくバリューチェーンとサプライチェーンでも適切な手順を確立することが奨励され、また要求されています。本サプライヤー行動規範の順守は、サプライヤーの選択プロセスにおける重要な基準のひとつです。当社は、サプライヤーのこれらの要件の順守に、例えばレビューや共同で確立された継続的な改善計画などを通じて協力して、支援します。

本サプライヤー行動規範は、Fresenius Medical Care がサプライヤーとどのように協力したいかについて、一般的な要求事項とガバナンスを規定しています。本書に記載されているトピックは、世界人権宣言、国連グローバルコンパクト、グリーン公共調達ガイドラインなど、企業責任において国際的に認められている多くの基準に基づいている最低限の要件とみなされるものであります。同一のトピックを扱う国内規制、その他の適用法、または契約上の義務がある場合、最高水準の規定が適用されます。

¹ FME の企業文化について詳しくは、当社ホームページを閲覧してください。
<https://www.freseniusmedicalcare.com/en/corporateculture/>



1. 誠実さと倫理

サプライヤーは、倫理的な責任ある方法で事業を営み、誠実に行動することが要求されています。

1.1 適用される法律や規制の順守

Fresenius Medical Care では、特に贈収賄防止および腐敗行為防止に関して、誠実さと合法的行動の価値観を支持しています。当社は、自社の業務またサプライヤーとの関係において、これらの価値観を守っています。当社の継続的成功と評判はそれに基づいて行動するという共通のコミットメントにかかり、サプライヤーは、適用される法律や規制を順守し、この目的のために適切な手順を確立することにより、これらの基本的な価値観を維持することを約束すると要求されています。

サプライヤーは、当社の独自の拡張された法的および規制上の要件を満たすようサポートし、正確かつ完全な文書を保存し、要請に応じて提

供できるよう最善の努力を尽くさなければなりません。

1.2 腐敗行為、贈収賄、詐欺行為

サプライヤーは、あらゆる形態の腐敗行為、贈収賄、恐喝、横領、またはその他の不正行為に対して、いかなる違反も許さない方針を適用しなければなりません。

サプライヤーは、業務上の決定に影響したり優遇措置を受けたりする目的で、Fresenius Medical Care の従業員に価値のあるものを一切提供してはなりません。さらに、当社では、サプライヤーが新規取引の取得、既存の取引の保持、または不適切な利益を得るために、直接的またはサードパーティーを経由するかにかかわらず、あらゆる個人または団体に一切の価値のあるもの（個人的な利益／優遇の形式であるか



どうかを問わず、一切の物品、贈り物、サービス、またはその他のものを含む)の提供、約束、認可、または提供を行わないことを要求しています。同様に、不適切な利益を確保したり、業務上の決定に影響を与えたりする意図(明示的・黙示的であるかにかかわらず)で、自分自身または別の個人または組織に代わって価値のあるものを要請または受領してはならず、また、そのようなものを受け取ることに同意してはなりません。

1.3 利害の対立

利害の対立は、個人が業務上の決定に影響を与える可能性があると考えられる私的/個人的な利害関係を持っている場合に発生します。これらの状況の例には、Fresenius Medical Careの従業員が、サプライヤーの何らかの事業に個人的、私的、または金銭的利害関係を有する場合がありますが、このような状況に限定されるものではありません。

この点に関して、サプライヤーは、Fresenius Medical Careとの客観的かつ公正な取引関係と対立する、または対立していると思われる関係、取引、または活動を避けなければなりません。そのような実際または潜在的な利害の対立が生じた場合、サプライヤーはそれらを直ちに当社に開示しなければなりません。

1.4 マネーロンダリング

マネーロンダリングは、犯罪によって生じた財産の取引、犯罪行為の発覚を回避する方法での取引の構築、または犯罪行為を促進する取引への参与として広く定義されています。

当社では、適用されるすべてのマネーロンダリング防止法、規則、規制をサプライヤーが順守することを要求しています。サプライヤーは、合法的な資金源から得た資金を使用して合法的な事業活動に関与する評判の良い取引先のみと取引するために、必要なすべての措置を講じなければなりません。

1.5 懸念の特定

サプライヤーは、職場における違法な可能性のある活動や、法律、規則、または方針の違反など(ただしこれらに限定されるものではない)のコンプライアンス関係の懸念について、報復、脅迫、ハラスメントを恐れずにいつでも通報することを従業員に奨励し、そのための手段を提供しなければなりません。誠実に行われた通報は、報復防止方針の対象とすべきです。すべての通報は、通報者の身元を開示せず、機密に扱われるべきです。現地の法律で許可されている場合は、匿名の通報を可能にすべきです。サプライヤーは、そのような通報を迅速かつ適切に調査し、必要に応じて是正措置を講じなければなりません。

1.6 公正な競争

サプライヤーは、公正な競争と適用されるすべての独占禁止法に従って事業を行わなければなりません。

1.7 国際貿易管理

サプライヤーは、事業に適用される輸出管理規制を順守し、必要に応じて税関およびその他の当局に、それに関する正確かつ真実の情報を提供しなければなりません。

1.8 正確な記録

すべての財務帳簿および記録は、現地の要件および一般に受け入れられている会計原則を順守しなければなりません。サプライヤーの記録は、すべてが正確でなければなりません。記録は読みやすく、透明で、実際の取引と支払いを反映している必要があります。サプライヤーは、隠匿、記録の欠落、または虚偽の記録を行ってはなりません。すべての事業記録は、取引や支出の実質的内容と範囲を正確に反映しなければなりません。

1.9 宣伝

当社は、事前に書面による承認がなく、公開表示や文書でFresenius Medical Careの名称やロゴを使用することを許可しません。さらに、サ



サプライヤーは、そのような事前承認がなければ、プレスリリース、ウェブサイト、ソーシャルメディア、展示会、サプライヤーの施設を含む公共の場で、Fresenius Medical Care との関係、その製品、部品、デザイン、または非公開情報を開示することはしてはなりません。

1.10 データ保護、機密性、および知的財産権

サプライヤーは、機密情報および専有情報を保護し、適切に使用して、当社、従業員、患者のプライバシー、および患者のプライバシーの権利を、適用される法律および規制に従って保護しなければなりません。

当社の業務に関するすべての文書とすべての情報は、機密情報として扱う必要があります。機密情報には、Fresenius Medical Care のすべての非公開の戦略、財務、技術、または事業関係の情報が含まれます。

さらに、サプライヤーは、すべての従業員および取引先の知的財産権を保護しなければなりません。サプライヤーは、当社との取引上で生じた特許、商標、著作権、企業秘密、技術的知識、科学的知識、ノウハウ、および専門知識を含む、自社および Fresenius Medical Care、両方の知的財産を保護することが要求されています。

1.11 臨床研究を実施する際の基準

サプライヤーは、提案中の作業に適用される国際ガイドライン、現行の国内および地域の法律・規制、ならびに認められている国際的品質・安全基準に従って、臨床試験やその他のヒトを対象とする臨床研究を実施しなければなりません。サプライヤーは、そのような研究を実施する際に、適用される倫理的および医学的要件を順守しなければなりません。

1.12 動物福祉

動物は、苦痛とストレスを最小限に抑えつつ、尊重して扱う必要があります。動物試験が不要になる方法を追求し、できる限り動物試験を避けるべきです。科学的に有効であり、規制当局に受け入れられる場合は、代替手段を使用すべきです。

1.13 紛争鉱物

サプライヤーは、Fresenius Medical Care に供給される製品に、武装集団に直接または間接的に資金提供したり利益をもたらしたりし、人権侵害を引き起したり助長したりする、紛争地域で採掘された鉱物資源またはその派生物に由来する金属が含まれていないことを保証しなければなりません。



2. 人権と労働条件

サプライヤーは、サプライヤーのすべての従業員と請負業者に安全かつ公正で差別のない、敬意のある労働環境を提供するよう努めなければなりません。

2.1 差別とハラスメントの禁止

サプライヤーは、事業運営に関与するすべての人の貢献を尊重する、差別のない敬意ある職場を提供しなければなりません。サプライヤーは、職場での言葉によるハラスメント、身体的ハラスメント、セクシャルハラスメント、脅迫など、いかなる形態の差別も容認してはなりません。サプライヤーは、性別、人種、民族、肌の色、国籍、出身国、宗教、信念、年齢、家族構成、配偶者の有無、市民権、障害、体調、体質、外見、性的指向、合法的な政治的意見と活動、労働組合または労働協議会への加入状況、合法的な集団労働活動への関与、その他の差別的または違法な基準などを理由とした差別や不当な扱いを容認してはなりません。サプライヤーは、

社員、従業員、代理人、請負業者の違法行為および差別的行為に即座に対処し、社員、役員、取締役、代理人、またはその他の者による当該行動を観察した場合や当該行動が発生した場合、**Fresenius Medical Care** に報告しなければなりません。

2.2 虐待、暴力、ハラスメントの防止

サプライヤーは、あらゆる形態の暴力や虐待を非難することが要求されています。サプライヤーは、セクシャルハラスメント、体罰、精神的または肉体的な威圧、または言葉による虐待を含む、過酷や非人道的な扱いのない職場を提供するよう努めなければなりません。



2.3 強制労働および児童労働の禁止

サプライヤーは、強制労働およびあらゆる形態の搾取的な児童労働に反対する明確な姿勢を取り、非自発的、強制または強制的な労働に一切関与してはなりません。

サプライヤーは、搾取的な児童労働を非難し、該当する国内法または国際条約で定義されている正規雇用の最低年齢未満の従業員を雇用してはなりません。

2.4 雇用、労働条件、公正な待遇

サプライヤーは、雇用契約、最低賃金、福利厚生、最大労働時間を含むがこれらに限定されない、雇用条件および労働条件に関して適用される法律と規制を順守しなければならず、公正な労働条件を維持しなければなりません。1週間の通常労働時間は、現地の法律で設定された最大許容時間を超えてはならず、残業時間は現地

の法律に適合する場合のみ指示することができます。従業員には、最低でも、1週間を7日間とし、規定されている最少休日数を提供しなければなりません。従業員に支払う報酬は、最低賃金および法的に義務付けられている給付に関連するものを含む、すべての適切な賃金関係の法律を順守しなければなりません。当社のサプライヤーは、従業員が自由に連合し、労働組合に加入するかどうか、および現地の法律に従って代表を求める権利を尊重しなければなりません。さらに、当社のサプライヤーは、報復、威圧、ハラスメントを恐れることなく、従業員が労働条件に関して経営陣とオープンにコミュニケーションをとることができる環境を整えなければなりません。



3. 職場の安全衛生

サプライヤーは、安全でセキュア、かつ衛生的で健康的な職場環境を提供しなければなりません。当社では、サプライヤーが負傷や危害を避けるために必要な予防措置をすべて講じることを要求しています。

3.1 従業員の保護

サプライヤーは、職場および会社が提供する住居での化学的、生物学的、物理的危険への有害な暴露、不衛生、肉体的に過酷な作業から、従業員を保護しなければなりません。

3.2 プロセスの安全性

サプライヤーは、従業員、隣人、またはその他の関連ステークホルダーの健康と安全に影響を与える、または影響を与える可能性のある、化学物質の放出を防止または緩和するための適切な手順またはプログラムを実施しなければなりません。

3.3 製品の安全性

サプライヤーは、製品の安全規制を順守し、製品に適切にラベルを付け、製品の取り扱い要件を伝達しなければなりません。正当な必要性がある場合、すべての危険物質について必要なすべての安全関連情報が記載されている適切な文書を関係者に提供しなければなりません。これには、製品情報、安全データシート、通知または登録の確認、使用および暴露のシナリオが含まれます。サプライヤーは、自社製品の健康、安全、環境に関する情報を、透明性を持って積極的にすべての関係者と共有しなければなりません。



3.4 緊急時の準備、対応

サプライヤーは、職場および自社で提供する住居の緊急事態を特定および評価し、緊急時計画と対応手順を導入することにより、その影響を最小限に抑えなければなりません。

3.5 危険についての情報

医薬化合物や医薬中間体を含む危険物に関する安全情報は、従業員を教育し、訓練し、危険から保護するために提供し、そのような目的で使用しなければなりません。



4. 環境

サプライヤーは、活動が環境に及ぼす悪影響を最小限に抑え、重大な環境リスクを解消し、解消できない場合には最小限に抑えてコントロールするために、最善の努力を尽くさなければなりません。サプライヤーは、環境汚染を防止し、天然資源を効率的に使用し、廃棄物をリサイクルし、環境パフォーマンスを向上させるよう行動することが推奨されています。これには、環境的に健全かつ効率的な業務により天然資源を保護し、可能な限り危険物の使用を避け、再利用およびリサイクルの活動に従事することが含まれます。

4.1 環境関係の法律

サプライヤーは、該当するすべての環境法および規制を順守しなければなりません。必要なすべての環境許可、ライセンス、情報の登録、および規制事項を取得し、関連する業務および報告要件に従わなければなりません。

4.2 廃棄物、排出物

サプライヤーは、廃棄物、大気への放出、および廃水の排出の安全かつ法律を順守する取り扱い、輸送、保管、廃棄／放出／排出を確保する

ためのシステムを整備しなければなりません。人体または環境の健康に悪影響を与える可能性のある廃棄物、廃水、または排出物は、環境に放出する前に適切に管理、制御、および処理しなければなりません。必要なすべての設備および施設は、関連するリスクが安全に管理されるように構築および維持をしなければなりません。

4.3 漏出、放出

サプライヤーは、関連するリスクが管理されなくなる環境または施設（公共下水道システム、公共地面など）への有害物質、廃棄物、廃水、



**FRESENIUS
MEDICAL CARE**

および放出の偶発的な漏出および放出を防止および軽減するためのシステムを設置しなければなりません。サプライヤーは、関係する隣人へ

の影響を最小限に抑えるための手順を整えなければなりません。



5. 品質

サプライヤーは高い品質基準を維持し、無許可のサードパーティーから製品を保護するよう努めなければなりません。

5.1 品質要件

サプライヤーは、Fresenius Medical Care とその顧客のニーズに一貫して応え、保証どおりに機能し、意図されている用途で安全に使用できる商品とサービスを提供するために、一般に認められた品質基準または契約で合意された品質要件と基準を満たさなければなりません。サプライヤーは、商品およびサービスの品質に悪影響を及ぼす可能性のあるすべての重要な問題に直ちに対処しなければなりません。サプライヤーは、提供する商品およびサービスの仕様に影響を与える可能性のある製造上または供給上の手順の変更について当社に通知しなければなりません。

5.2 セキュリティ、偽造防止対策

サプライヤーは、サプライチェーン全体で適切なセキュリティ対策を講じなければなりません。サプライヤーは、Fresenius Medical Care への各出荷について、出発地から目的地までの信頼性を保証しなければなりません。サプライヤーは、当社の製品、その使用可能なコンポーネント、原材料、および対応するノウハウが、偽造者、密輸業者、窃盗犯、許可のないサードパーティーの手に渡らないことを保証し、正当なサプライチェーンから離脱しないことを保証するために、その責任の範囲で必要かつ適切な措置を実施しなければなりません。



6. ガバナンス、管理システム

サプライヤーは、倫理原則を満たし、それを確認するために必要な文書を保持し、改善目標を設定し、すべての事業倫理関連分野でリスクを評価することを約束しなければなりません。

6.1 コミットメント、説明責任

サプライヤーは、適切なリソースを割り当て、該当するすべての側面を方針と手順に組み込むことにより、本行動規範に記載されている原則を守らなければなりません。

6.2 システム、文書、評価

サプライヤーは、本サプライヤー行動規範の内容に関連する管理制度とコントロールを開発、実装、使用、および維持しなければなりません。サプライヤーは、本サプライヤー行動規範で概説されている原則への適合を実証するために必要な文書を保持しなければなりません。この文書は、相互の合意に基づき **Fresenius Medical Care** によって再検討される場合があります。

6.3 リスクマネジメント

サプライヤーは、本サプライヤー行動規範で扱われているすべての分野において、該当および関連する範囲において、および適用されるすべての法的要件に関して、リスクを定期的に特定、評価、管理する機序を実施しなければなりません。

サプライヤーは、事業倫理、労働権利および人権、健康と安全、環境と法令順守に関連するリスクを特定し、管理しなければなりません。サプライヤーは、各リスクの相対的な重要性を継続的に判断し、それらを防止および軽減するための措置を講じなければなりません。



6.4 事業の継続性

サプライヤーは、Fresenius Medical Care の事業をサポートする業務のために、適切な事業継続計画を導入することが推奨されます。

6.5 継続した改善

サプライヤーは、パフォーマンス目標を設定し、実装計画を実行し、社内外の評価、検査、ならびに経営陣のレビューによって特定された不備に対して必要な是正措置を講じることにより、継続的な改善に対するコミットメントを実証しなければなりません。

6.6 透明性、開示

サプライヤーは、本サプライヤー行動規範に記載されている原則に従い、同社の社会的影響および環境的影響について社外に報告するよう奨励されています。サプライヤーは、適用される法律および業界基準で要求される事業活動、構造、財務状況、業績、および事業について透明性を維持しなければなりません。

6.7 監査権

サプライヤーは、必要とされた場合は、合理的な事前通知に基づき Fresenius Medical Care に

サステナビリティパフォーマンスを評価する権利を付与しなければなりません。評価は、監査の形式で当社または有資格のサードパーティーによって直接実行されます。かかる要請は、ケースバイケースで直接対処されます。

6.8 トレーニング、技能

サプライヤーは、マネージャーや社員が本サプライヤー行動規範の該当する原則、該当する法律・規制、一般に認められている基準について、適切なレベルの知識と理解を得ることができるように、適切なトレーニング手段を開発、実装、維持します。

6.9 サプライチェーンにおける持続可能性基準の伝達

サプライヤーは、本サプライヤー行動規範に記載されている原則をサプライチェーンの下流でも適用し、Fresenius Medical Care との取引関係に影響する、サプライヤーを代理しているサードパーティー／下請サブサプライヤーが、本サプライヤー行動規範を順守するようにしなければなりません。



7. グローバルサプライヤー行動規範への適合

Fresenius Medical Care は、本サプライヤー行動規範を合理的に変更する権利を留保します。適応については、当社のウェブサイトを通じてサプライヤーに適時伝達します。サプライヤーは、変更があった場合、当該変更を受け入れると要求されます。

当社との取引関係は相互の誠実さと敬意に基づいています。サプライヤーは、自社の行動規範や企業方針に同様の基準を採用して順守し、本サプライヤー行動規範へのコミットメントを示すこともできます。ただし、当社では、サプライヤーに Fresenius Medical Care のサプライヤー行動規範の順守を確認し、懸念がある場合は是正措置を講じるよう要請する場合があります。サプライヤーは、この目的のために、Fresenius Medical Care またはその代理として行動する有承認サードパーティーに全面的に協力しなければなりません。

- サプライヤーは、要請に応じて本サプライヤー行動規範の順守に関するアンケート（自己評価）に回答しなければなりません。
- Fresenius Medical Care は、本サプライヤー行動規範で指定されている要件に関して、サプライヤーのコンプライアンスとパフォーマンスに関する情報をサードパーティーに要請する場合があります（サードパーティー評価）があります。
- サプライヤーは、要求に応じて、本サプライヤー行動規範の順守に関連する文書化された証拠（認証／表明文）を提供しなければなりません。
- Fresenius Medical Care は、直接的または間接的に、事業所での検証検査を実施し、6.7 章に記載されているように、事業所で当社のグローバルサプライヤー行動規範の順守を検証（立ち入り監査）する権利を有します。



参考資料

以下の参考資料は、本ガイドンス文書の作成に当たって使用されたものであり、この本行動規範を実施する際に考慮すべきです。

国際労働機関 (ILO) の職場における基本原則と権利に関する宣言 (The International Labour Organization 1998 Declaration on Fundamental Principles and Rights at Work)
www.ilo.org/declaration/

国連グローバルコンパクト (The United Nations Global Compact)
www.unglobalcompact.org/

国連世界人権宣言 (United Nations Universal Declaration of Human Rights)
www.un.org/en/documents/udhr/

EU グリーン公共調達ガイドライン (EU Green Public Procurement Guidelines)
<http://ec.europa.eu/environment/gpp/pdf/Buying-Green-Handbook-3rd-Edition.pdf>

お問い合わせ

一般的な質問がある場合は、次のメールアドレスまでご連絡ください。



お問い合わせ

procurement@fmc-ag.com または、弊社の現地調達部の担当者にご連絡いただくようお願い致します。



著作権についての注記

Shutterstock # 1398343868 © Doidam 10



編集者：

Fresenius Medical Care AG & Co. KGaA
Global Sustainability
Else-Kroener-Straße 1
61352 Bad Homburg v.d.H./ Germany